

入札説明書

この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

1 公 告 日 令和8年10月30日

2 契約担当者 京都府知事 西 脇 隆 俊

3 担当部局

〒 602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

4 入札に付する事項

（1）購入物品の名称及び数量

折りたたみ式簡易ベッド 8,800台

（2）購入物品の特質等

仕様書のとおり

（3）納入期限

仕様書のとおり

（4）納入場所

仕様書のとおり

5 入札説明書及び仕様書の交付期間等

（1）原則として、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

（2）やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、3の場所へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「警察・保安用品」－小分類「防災用品」

イ 大分類「家具」－小分類「スチール家具」

（3）7の（1）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

（4）過去2年間に4の（1）で示した購入物品またはその他の災害備蓄用品で同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。

電子調達システムによりがたい者は、（３）のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月２０日（金）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（２）提出書類

ア 確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料（納入実績表）

過去２年間に４の（１）で示した購入物品またはその他の災害備蓄用品で同規模の納入実績を複数件記入すること。

ウ 契約保証金に係る要件確認資料（納入実績調書（様式１））

京都府会計規則（昭和５２年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第１５９条第２項第３号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去２年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、４（１）で示した購入物品またはその他の災害備蓄用品で同規模以上の納入実績を複数件記入すること。
また、納入実績に係る契約書の写し及び仕様書（コピー可）を案件ごとに添付すること。

エ 出荷引受書（様式２）

仕様書に記載の参考品であるか否かを問わず、本件を落札した際に納入する予定の製品について、メーカー等からの出荷が確約されていることを確認できる内容であること。

オ 仕様書に定める製品規格を満たすことが確認できる書類の写し

（ア）製造工場のＩＳＯ９００１の登録証の写し

（イ）日本国内の第三者機関による耐荷重試験成績証明書の写し

（ウ）防ダニ忌避試験（ＪＩＳ Ｌ １９２０法に基づく）成績証明書の写し

（エ）抗菌性試験（ＪＩＳ Ｌ １９０２法に基づく）成績証明書の写し

（３）提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（１）の期間内に電子調達システムにより（２）のア及びイを提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。また、（２）のウ、エ及びオについては、８の質問受付と同様の方法で、電子調達システムにより提出すること。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第１９条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、申請書等を１部、３の場所に持参又は郵送（（１）の期限内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

（４）入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和８年１２月１日（火）までに一般競争入札参加資

格確認結果通知書により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 紙入札者は、提出書類をA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

8 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

ア 原則として、電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札者は、以下の点に留意の上、3の場所へ書面により提出することができる。

（ア）件名は「折りたたみ式簡易ベッドに関する質問」とすること。

（イ）質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和8年11月20日（金）午後5時15分

(3) 回答

令和8年12月1日（火）までに電子調達システムにより回答する。なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

9 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年12月10日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年12月11日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年12月10日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長

エ 開札の日時

令和8年12月11日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

（ア） 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

（イ） 持参により入札書を提出する場合、入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「折りたたみ式簡易ベッド入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合、入札書は、二重封筒とし、表封筒に「折りたたみ式簡易ベッド入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、持参する場合と同様に封印等の処理をし、京都府総務部入札課長あての親展とする。

(エ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。

(オ) 再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「折りたたみ式簡易ベッド再入札書在中」と朱書きするとともに、郵送の場合は、(ウ)の表封筒に同封するものとする。なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

ウ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合には、入札を中止することがある。

エ 入札回数は、2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「折りたたみ式簡易ベッド8,800台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、若しくは持参又は郵送により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、入札書を持参する場合は（1）のウの場所に提出するまで、郵送する場合は京都府総務部政策法務課が郵便局から書留郵便等を受領するまでをいう。）は入札を辞退することができる。

この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を（1）のウの提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 6に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

- カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ ４の（２）に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
- サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

（９）落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和５２年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第１４５条の予定価格の制限の範囲内で合計金額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- イ 落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

（１０）再度入札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にとってはファクシミリによる。）通知する。
- イ 再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。
- ウ 再度入札参加者は（２）から（７）までの方法により再度入札を行うものとする。
- エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

１０ 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

１１ 入札保証金
免除する。

１２ 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

１３ 契約保証金
落札者は、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下

「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

14 契約書の作成の要否
要する。

15 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

16 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

17 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 同等品による入札参加が可能な案件における同等品の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、本項は同等品による入札参加が認められない案件には適用しない。
 - ア 同等品申請は8の(2)の期限までに行うこととし、当該申請の受付・回答については、8の例によるものとする。
 - イ 当該申請により承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないものとし、同等品以外のもので入札をした者の入札は、9の(8)のロに掲げる無効入札に該当するものとする。
- (3) 電子入札者は、京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講ずるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) 本入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。
- (6) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要項(平成8年度京都府告示第485号)に基づく苦情の申立てがあったときは、契約の締結をしないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。
- (7) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。